

6 マーマレード 商品名：マーマレード



名称

製品中にかんきつ類の果皮が認められるものは「マーマレード」と表示します。果皮が認められないものは「ゆずジャム」などを使用した果実の名称を冠して表示をし、2種類以上の果実を使用したものは「ミックスジャム」と表示します。

(参考)ジャム類の名称について

- ・1種類の果実、野菜又は花卉(以下、「果実等」といいます。)を使用したものは、「いちごジャム」、「りんごジャム」などと、使用した果実等の名称を冠して表示します。
- ・2種類以上の果実等を使用したものは「ミックスジャム」と表示します。
- ・ベリー類(いちごを除く。)の果実を原料とするものは全形の果実、いちごの果実を原料とするものは全形又は2つ割りの果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものは5mm以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようにしたものは、上記の名称の後に(プレザーブスタイル)と表示できます。(例：いちごジャム(プレザーブスタイル))
- ・かんきつ類の果実を原料としたもので、かんきつ類の果皮が認められるものは「マーマレード」と表示します。
- ・果実等の搾汁を原料としたものは「ゼリー」と表示します。

名 称	マーマレード
原 材 料 名	ゆず、糖類(砂糖、水あめ)、レモン果汁 ゲル化剤(ペクチン：りんご由来)
原料原産地名	徳島県産(ゆず)
内 容 量	150g
賞 味 期 限	2021年10月20日
保 存 方 法	直射日光を避けて常温で保存
販 売 者	株式会社〇〇 +AA 徳島県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 お客様ダイヤル 000-000-0000

開封後は10℃以下で保存してください。

販売者(表示内容に責任を有する者)

製造者等との合意等により、製造者等に代わって販売者が表示責任者となることが可能です。(他者に製造を委託しており、製造委託者が表示責任者となる場合など)この場合、事項名は「販売者」になります。販売者の氏名又は名称と消費者等の製品に対する問合せ等に応答できる住所を表示します。

表示禁止事項 ジャム類は下記の表示が禁止されています。

- ・「特級」の用語と紛らわしい用語
- ・2種類以上の果実等を使用したものについて、特定の種類の果実等を特に強調する用語
ただし、配合割合が30%以上60%未満の果実等について「ミックスジャム(いちご入り)」などと「ミックスジャム」に当該果実等を含む旨の用語を付した商品名と、配合割合が60%以上の果実等について「いちごミックスジャム」等と「ミックスジャム」に当該果実名を冠した商品名を用いることは可能です。
- ・通常より糖分が低い旨を示す用語
ただし、糖度が55ブリックス度以下の場合に、「低糖度(糖度45度)」などと、当該糖度を下回らない整数値により糖度を併記する場合は表示可能です。
- ・果実等を多く含有している旨を示す用語

原材料名

原材料に占める重量の割合の高い順に最も一般的な名称で表示します。
2種類以上の砂糖類を使用した場合は「砂糖類」又は「糖類」の後に括弧を付して「糖類(砂糖、水あめ)」などと表示します。砂糖類とは砂糖、糖蜜、糖類(単糖類及び二糖類)のことです。

(参考)

原材料に果実、野菜又は花卉を2種類以上使用した場合は「果実等」の後に括弧を付して「果実等(いちご、玉ねぎ)」等と表示します。(果実のみを2種類以上使用した場合は「果実」の後に括弧を付して「果実(ゆず、オレンジ)」等と、野菜のみを2種類以上使用した場合は「野菜」の後に括弧を付して「野菜(玉ねぎ、トマト)」等と表示します。)
マーマレードは「果実」にかえて「かんきつ類」の後に括弧を付して「かんきつ類(ゆず、オレンジ)」等と表示できます。

添加物

添加物に占める重量の割合の高い順に添加物の物質名を表示します。ゲル化剤は「ゲル化剤(ペクチン)」などと用途名の後に括弧を付して物質名を表示します。

添加物は添加物欄を設けて表示したり、原材料名欄にスラッシュ(/)や改行などで区分して表示します。この表示例では、原材料と添加物を改行により区分しています。

アレルゲン

特定原材料等が原材料、添加物に含まれている場合は、アレルゲン表示を行います。個別表示をする場合は、含まれている原材料、添加物の後に括弧を付して表示します。原材料の場合は(〇〇を含む)、添加物は(〇〇由来)と表示します。

原料原産地名

重量割合が上位1位の原材料に表示をします。原材料を複数使用している場合は、どの原材料の原産地であるか分かるように、原産地名の後に括弧を付して原産地に対応した原材料名を表示します。

対象の原材料がゆずなどの生鮮食品の場合は原産地を表示します。国産品は国産である旨を、輸入品は原産国名を表示します。国産品の場合、国産である旨にかえて、「徳島県産」など都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

(参考)

砂糖などの加工食品の場合は、「国内製造」、「徳島県製造」等と製造地を表示します。なお、中間加工原材料の原料の原産地が生鮮原材料までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「国産(さとうきび)」などと当該加工食品の原材料の生鮮食品の原産地を表示することができます。

内容量

計量法上の特定商品となるので、内容重量(g又はkg)により表示します。小袋のジャムの袋詰めのような2個以上が同一の容器包装に入れられたものは、内容重量の後に括弧を付して(〇g×△袋)等と表示します。(表示例 100g(10g×10袋))

期限表示

品質が比較的劣化しにくい食品には「賞味期限」を表示します。製造又は加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超える場合は、期限を年月で表示することができます。この期限は記載した保存方法で保存した場合の期限です。

保存方法

「直射日光を避けて常温で保存」など、流通、家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語で具体的に表示します。

製造所固有記号

原則として同一製品を2か所以上の製造所で製造している場合、製造所固有記号による表示ができます。製造所固有記号を表示することで、製造所の表示に代えることができます。

製造所固有記号は販売者の住所、氏名又は名称の後に「+」を冠して表示します。
製造所固有記号を使用した場合、消費者が製造所の所在地等を把握できるよう、製造所の所在地等の問合せがあった際に回答する者の連絡先(電話番号)等の表示が必要です。連絡先には「お客様ダイヤル」、「製造所固有記号についてのお問合せ先」等の事項名を付して表示します。連絡先を一括表示の枠外に表示する場合は、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

使用上の注意

糖用屈折計の示度(糖度)が60ブリックス度以下の場合、「開封後は、10℃以下で保存してください。」等と表示します。
内面塗装缶以外の缶を使用した缶詰は、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えてください。」等と表示します。